

平成26年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

平成26年5月20日(火) 午後2時から午後4時00分まで

2 場 所

砂子平沼ビル 7階 財政局会議室

3 出席者

【委 員】

小倉委員長、川島委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 海野理事

資産管理部契約課 澁谷課長、飯田担当課長、

茂木契約管理係長、

栗山土木契約係長、佐藤建築契約係長、

沼田調整担当係長、濱田企画担当係長

【設計担当】

まちづくり局 施設整備部 相見機械設備担当課長、井上課長補佐

上下水道局 水道部設計課 岸課長、屋代係長

水道部水道施設管理課 岡島課長、川下課長補佐施設第一係長

下水道部管路課 平田課長、羽嶋担当係長、小澤担当係長

港 湾 局 川崎港管理センター整備課 佐々木課長、今野課長補佐

多摩区役所 道路公園センター整備課 山田課長、太尾係長

建設緑政局 南部都市基盤整備事務所 大金所長、中澤担当係長

他関係職員

4 議 題 (1) 委員長の互選について

(2) 入札・契約手続の運用状況等について

(3) 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの発注工
事の抽出事案について

(4) その他

5 公開・非公開の別 公開 (一部非公開となる場合あり)

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [平成26年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題1について]

委員長の互選について、事務局から推薦した小倉委員が委員長と決定した。

委員長 [委員長あいさつ]

議題2の「入札・契約手続の運用状況等について」事務局から報告を求める。

事務局

〔議題2について〕

- 「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成25年10月1日から平成26年3月31日までに発注した工事について、契約方法別に件数を報告
- 「入札参加方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告
表示内容について説明
(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)
- 「平成25年度指名停止等一覧(後期分抜粋)」(資料3)について報告
「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成25年度前期に指名停止等を行った事案を報告

委員長

〔事務局説明に対する質疑について〕

委員

「平成25年度指名停止等一覧」にある事案の番号9は、競争入札参加確認資料に虚偽の記載をしたとあるが、どのような内容だったか。

事務局

実績要件を求める案件のため、他都市で履行した契約書を求めたところ、不審な点があり、当該業者に確認すると、コピーの調整等で実績のあるような契約書の作成を行なったとの申し出を受け虚偽の実績であることが判明した。

委員長

〔議題3について〕

議題3の「平成25年10月1日から平成26年3月31日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局

- 一般競争入札の抽出事案「かわさき北部斎苑火葬炉設備改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長

〔一般競争入札の抽出事案「かわさき北部斎苑火葬炉設備改修工事」の事務局の説明に対する質疑について〕

委員

総合評価落札方式の基準が自治体によって違うことにより、遠隔地の業者ということで評価に影響が生じることはあるか。

事務局	本市の基準に基づいて評価するため、遠隔地の業者ということでの影響はない。
委員	特殊な案件であるが、地域性や風習を考慮して評価するのか。
設計担当	評価においてそうした基準はない。
委員	16炉を8炉ずつ2回に分けての工事とあるが、第2回は再度入札を行うのか。
事務局	当契約で16炉を改修するが、その工事を8炉ずつ2カ年に分けて行うということであり、再度入札を行うわけではない。
委員	市内に他にも火葬場はあるか。火葬の需要はまかなえているか。
事務局	南部にもう1施設あり、現状、需要に対する不足はない。
委員	特殊性のある設備のため、全国的に入札参加を募らないと参加資格を満たす業者を確保するのは難しいのか。
事務局	地域制限等を設けると競争性が確保されない可能性がある。
委員	参加資格を満たす業者は全国的にどれくらいあるのか。
事務局	数十社という単位ではないと考えられる。
委員	落札をした業者は大手か。
設計担当	市内に有するもう1つの火葬炉の工事も当該業者が請負った。当該業界としては、大手である。
委員	工期を延長した理由は何か。
事務局	1回目の入札が不調となり、2回目の入札により落札したため、工期延長の変更が生じた。
委員	不調になったのは、参加資格者が少なかったからか。金額が高かったからか。
事務局	入札参加はあり応札もあったが、予定価格まで到らなかったため

不調となった。

委員 どのくらい予定価格を下げたのか。

事務局 予定価格作成の詳細を述べることはできないが、設計を見直して予定価格も変更した。

委員 特殊性が大きな要因か。

事務局 推測だが、そうだと見込まれる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「渡田小学校校舎増築冷暖房その他設備工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「渡田小学校校舎増築冷暖房その他設備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 開札結果を見ると、落札者以外は予定価格を超えているが、高落札額となった理由は。

事務局 平成25年度の労務単価を適用し設計しているが、年度後半の入札のため、労務単価の上昇が起因していると推測する。

委員 最近、新聞等で労務単価の上昇などによる予定価格を超えての入札が多いと聞くが、なにか考慮をして最低制限価格を設定しているのか。

事務局 積算に当たっては、積算基準に基づいている。入札の際に公表する仕様書には、採用している積算基準の年度を明記している。
積算基準と契約時点でのタイムラグにより、労働者に払う賃金が上昇する場合もあり、その場合は、国の通知により労務単価の上昇に伴う特例措置を実施して契約金額を変更する変更契約を行っている。

委員 どのくらいの範囲の金額が認められているか。

事務局 限度が定められているのではなく、設計に採用した時点の労務単価から新労務単価で積算したものに変更できる。

委員	最近はそのような例が増えているのか。
事務局	平成26年度の特例措置は現在も継続中である。 平成24年度から平成25年度の労務単価が変わった際に実施した特例措置も適切に対応したところである。
委員	当該案件は特例措置の対象になるか。
事務局	そのとおりである。
委員	考え方によって、特例措置を見込んでの入札と、採算を考慮しての入札とでは、入札額に違いが出てくると思われるが、特例措置の周知はしているか。
事務局	全ての業者に等しく周知をしている。
委員	特例措置の法的な根拠は。
事務局	国が特例措置を設け、通達を受けて各自治体を実施している。
委員	今後、労務単価だけでなく資材等も高騰し、工事の採算が取れなくなる場合が予想されるが、その場合は特例措置をさらに上乘せすることはあるか。
事務局	労務単価の特例措置に加えて、資材単価等も含めたインフレスライドも適用できる。
委員	本市の財政として、特例措置の予算はどうしているのか。
事務局	各局の予算の中で対応している。金額が多額になる場合は補正予算を組むこともある。
	【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】
事務局	○一般競争入札の抽出事案「川崎港海底トンネル本体改良その20工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	【一般競争入札の抽出事案「川崎港海底トンネル本体改良その20工事」の事務局の説明に対する質疑について】

委員	本体の工事も当該落札業者が行っているか。
事務局	本体の建設工事は国の直轄工事であり、詳細は不詳である。
委員	2者応札、1者辞退だが、川崎市内に本社又は事業所があることという制限では参加者の確保が難しいのではないか。
事務局	参加資格を準市内に広げても、2者応札となった。
委員	完工実績を求めているから難しいのではないか。参加資格を全国に広げることはできないのか。
事務局	海底トンネルという特殊性のある工事であるため、完工実績は外すことができない。参加資格については、市内、準市内、市外と段階的に広げていくものであり、入札ごとに検討している。
委員	2者応札により、交互に辞退を繰り返し、交互に落札をすることも考えられるのではないか。
事務局	開札するまでは、応札者は公表されないためそのようなことは考えにくい。
委員	完工実績と市内に本社及び事業所を要する条件があれば、業者同士で応札者がわかることもあるだろうから検討する余地があるのではないか。
事務局	今回のその20工事では2者応札となったが、その19までの工事では平均して5者程度の応札があったので、その限りではない。
委員	その1から19までの工事の応札者は同一か。
事務局	さまざまな業者が応札している。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○一般競争入札の抽出事案「田島下水幹線その3工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[一般競争入札の抽出事案「田島下水幹線その3工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員	全者同額の入札状況は不自然ではないか。
事務局	<p>総合評価に限らず一般競争入札でも見受けられる。入札時に発注工事の設計積算条件を明確にしており、設計積算に使用している積算基準や労務・資材単価等が公表されている。また、応札業者は開示請求制度等を利用して当市発注工事の設計積算について研究をしていること等から、全者同じ応札額になっていると考えられる。</p> <p>さらに、失格基準価格（落札可能な最低価格）で全者応札してきていることから、受注意欲の現われではないかと推測する。</p>
委員	受注意欲があるならば、より低い金額で入札するのではないか。
事務局	積算データの公表に加え失格基準についても考え方を公表していることから、専門的な知識を有する者が計算すると失格基準同額の入札金額を算出することが出来、受注意欲があれば、これ以上低い金額での入札はなされないと考えられる。
委員	資料（２）「資材購入先及び購入先と入札者との関係」の購入先の欄を黒塗りしている理由はなにか。
事務局	落札業者及び下請業者の営業上の利益を害するおそれがあるため黒塗りしている。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○指名競争入札の抽出事案「南菅中学校校庭改修工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[指名競争入札の抽出事案「南菅中学校校庭改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	落札率100%となっているが、こういったケースはどのくらいあるか。
事務局	手持資料の平成25年度下半期の案件で7件ある。
委員	原因は積算データが公表されているからか。
事務局	お見込みのとおり。
委員	最低制限価格を下回る入札もあるが、もっと最低制限価格の幅を設けてはどうか。
事務局	最低制限価格は算出の結果で率が決まってしまう。業者によっては、短期間の工期のため手持ち工事の状況等により、積極的に落札したい案件ではない場合は意図的に最低制限価格を下回る金額で入

札することもあるのではないかと推測する。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「中原区内都市計画道路東京丸子横浜線道路築造（その11）工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [指名競争入札の抽出事案「中原区内都市計画道路東京丸子横浜線道路築造（その11）工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 10者中6者が辞退もしくは不参となっているが、採算の取れない工事なのか。

事務局 夜間工事であること、仮設ガードレールの設置は企業努力が及ぶ余地が少ないこと、年度末の工事のため既に請負っている工事の状況などの業者ごとの事情が入札状況に関係していると推測される。

委員 年度末の工事は倦厭されるのか。

事務局 既に工事を請負っている場合、技術者と現場代理人を配置しているため、別途配置する技術者と現場代理人を確保することが難しく、入札に参加できない場合もあると推測する。

委員 仮設ガードレールと恒久的なものの積算はちがうのか。

設計担当 金額は違うが基本的には変わらない。
当該工事は、使用したガードレールは最終的に道路の幅員が広がると不要になるため仮設ガードレールで設計した。

委員 その11までの工事で、同一業者が着工したことはあるか。

設計担当 同一業者が連続して着工したことはない。

委員 工期内に履行できないとペナルティはあるか。

事務局 ペナルティはある。ただし、受注者の責にならないやむを得ない事情の場合は、双方同意のうえ変更契約を結ぶことがあり、この場合ペナルティはない。

委員 無効になった応札の理由は。

事務局 年度末で繁忙していることにより、公表している積算等の情報を精査できなかったのではないかと推測する。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局	○随意契約の抽出事案「木月伊勢町350mm－75mm配水管布設替に伴う路面復旧工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[随意契約の抽出事案「木月伊勢町350mm－75mm配水管布設替に伴う路面復旧工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	協定書が優先された理由はなにか。
事務局	市も積極的に振興を図っている商店街であり、路面のタイルにデザイン性があるなど、要望を尊重することが最も効率的と考えたため。
委員	見積り依頼は随意契約業者に依頼しているのか。
事務局	資料には随意契約であるため見積りと記載してあるが、これは設計積算書を示し、入札金額を算出するよう随意契約業者に依頼をした日である。 本市で国や厚生労働省の積算基準に従い予定価格を算出し、その設計積算書をもって設計積算依頼をしている。
委員	ショッピングモールを作った当初の施行業者に維持管理を依頼するように協定書を結んだのか。
設計担当	川崎市と元住ブレーメン通りの協定であり、全ての工事を必ず協定を結んでいる業者に依頼するわけではない。 今回は配水管布設替えに伴う路面復旧工事であるが、その他の工事は協定を結んでいない業者にも依頼している。
委員	予定価格を超えた場合は契約をしないこともあるのか。
事務局	予定価格超過で不調になる。
	【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】
事務局	○随意契約の抽出事案「生田浄水場 連絡管2号1000mm漏水修理工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[随意契約の抽出事案「生田浄水場 連絡管2号1000mm漏水修理工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	緊急工事とあるが、4月に工事依頼し10月に契約となっているが何か理由があるのか。
事務局	4月5日は緊急工事の依頼日となり、工事を着手した日である。 緊急工事の施工終了後、施行内容について設計を行い、契約をす

るため、契約日が10月となってしまいが、あくまで事象発覚後、緊急で工事に着手している。

委員 漏水が4月5日に発生し、即施行し、10月に契約をしたのか。

事務局 そのとおりである。

委員 緊急工事を行った業者が見積りを作るから予定価格での落札となるのではないか。業者が提示した金額が落札額になるのではないか。

事務局 職員が工事に立会い、公表されている積算書を用いて事後設計を適正に行っているため、過大・過少積算にはならない。

委員 4月に工事着手後、契約が10月であるが、契約まで半年もかかるものなのか。

事務局 恒常的業務と併行して処理する突発的な対応のため、一定の時間がかかってしまう。

委員 緊急工事を依頼するリストはあるか。

事務局 そういったものはなく、「川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱」に従い、事象発生地に一番近いなど対応可能な業者に依頼している。
なお、本件は漏水箇所を掘削する土木工事となるが、漏水している管を補修する工事については輪番で依頼している。これとは別に、漏水調査のもと緊急工事を行う場合は、一般競争入札で別途契約している業者が対応している。

委員長 以上で審議を終了したい。
審議の結果、平成25年度後期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認する。

委員長 [議題4 その他について]

事務局 ○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、川島委員が抽出委員である旨を確認。

○平成26年度後期の委員会の開催日について

平成26年11月21日（金）に委員会を開催することを予定し、後日改めて日程を調整することとした。

[閉会]

委員長 それでは、これで平成26年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。

確認者署名
